

教育委員会 8 月定例会会議録

日時 令和 8 年 8 月 1 8 日（火） 午後 2 時 3 0 分から午後 3 時 2 5 分まで

場所 市役所 1 1 階北会議室

出席者

（教育委員）

教育長	山中 茂樹	教育長職務代理者	奈良 知彦
委員	畠山 正文	委員	渡辺 照子
委員	北爪 麻衣子		

（事務局）

教育次長	高橋 良祐	指導担当次長	酒井 暁彦
総務課長	加藤 正寛	教育施設課長	柳井 英孝
文化財保護課長	神宮 聡	学務管理課長	織田澤 信司
学校教育課長	小池 英雄	前橋高等学校事務長	岩瀬 孝弘
前橋高等学校校長	高野 裕史	生涯学習課長	宇次 明
教育支援課長	新井 正樹	図書館長	吉田 宣子

【教育長】

会議に先立ちまして、7月の熊本地震並びに先週の千葉豪雨でお亡くなりになりました方々に謹んで哀悼の意を捧げるとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

【教育長】

これより前橋市教育委員会8月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

7月定例会の会議録については、既に配付済みであります。記載事項に異議等ありませんか。

(異議なし)

【教育長】

異議のないものと認め、承認いたします。

議事は、議事日程第1号のとおり進めます。

日程第一。会期の決定ですが、本会議の会期は、本日一日といたします。

日程第二。会議録署名委員の指名ですが、本日の署名委員に北爪委員と奈良委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第三。教育長提出の諸報告について報告いたします。

教育長提出の諸報告

報告1 総括的報告

【教育長】

本日、3件について報告いたします。

1件目ですが、7月28日に富岡市役所議会棟会議室で行われました群馬県都市教育長協議会第2回定例会についてでございます。

冒頭、会長の伊勢崎市三好教育長から全国都市教育長協議会総会及び理事会についての報告があり、次いで、群馬県都市教育長協議会としての群馬県への要望事項について協議が行われました。教員の特配及び補助教員の配置や、特別支援教育の充実、部活動地域展開への支援等がまとめられ、三好会長がこの後、持参し提出してくださることになっております。

そのあと、SNSトラブルの低年齢化の現状や対策について情報交換を行いました。各市ともネットゲームやSNSをきっかけとするトラブルや問題行動が見られており、その対応の取組として、市教委、警察やNPO法人と連携した情報モラルや情報リテラシー教室の実施、トラブルの危険性や家庭でのルール作りを促すリーフレット等の資料による啓発活動、こどもたち自身によるルール作りの場の設定等が行われているということでしたが、その一方で、家庭教育との連携の重要性とともにその啓発の課題があるということについても共通するところがございました。

2件目は、前橋市教育委員会事務の点検及び評価委員会についてでございます。

7月28日、29日及び8月7日の3日間で行われました。今年度も前橋国際大学の野口先生、後藤先生、群馬大学の音山先生にお願いし、本市の昨年度の取組状況及び今年度

の見通しについて各課の自己評価に対し、ご意見を伺いました。

詳細な結果については、後日改めて報告させていただきます。

3件目ですが、7月から行われている市PTA連合会主催による学区別教育懇話会についてでございます。

7月の定例教育委員会のあと、第4学区が7月21日、第3学区が7月27日、第5学区が7月30日に行われました。それぞれ、渡辺委員さん、畠山委員さんにご出席いただきました。今年度は、前橋市こども基本条例の条文から学区ごとにテーマ設定されていますが、第4学区のテーマは「こどもたちが安心して自分らしく生きるために私たちができること」、第3学区のテーマは「意見を表し、社会に参加する権利」、第5学区は「こどもと一緒に育もう、心の豊かさ、たくましさ」となっております。

今回につきましても、グループでの話し合いが中心で、どの会場においても時間が足りなくなるくらい活発な意見交換がなされておりました。

先月の定例会で奈良委員さんに感想をお聞きしましたので、本日は渡辺委員さん、畠山委員さんに後ほどご感想などを伺えればと思います。よろしくお願いいたします。

報告2 前橋市教育委員会地域クラブの認定制度について

【学校教育課長】

本市においては、県・市中体連、市文化スポーツ部、市教育委員会で構成する「前橋市地域クラブ認定制度検討部会」を発足させ、5月から検討を開始しました。その後、6月の「第1回前橋市部活動の地域展開に向けた検討委員会」において制度の大枠が承認され、7月定例会においてご意見をいただいたところです。

資料2ページをご覧ください。

1. 認定制度の趣旨についてですが、「部活動の地域展開により実施される『地域クラブ活動』について、既存のスポーツクラブやスクール等との区別、教育的意義等の観点から、国がガイドラインにより示す認定要件等に基づき、前橋市教育委員会において認定を行うもの。」としました。

2. 認定により想定されるメリットとして、市やまえばしスポーツ・文化クラブのWebページ等で広報されること、各種補助金、学校施設の減免利用等の公的支援の対象となること、中体連大会をはじめ、大会・コンクール等へ円滑に参加できること、まえばしスポーツ・文化クラブ指導者バンクへの登録者が増加することを想定しています。

3. 認定要件については、(1)から(7)までございます。(1)部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であること。(2)適切な活動時間や休養日が設定されていること。(3)活動の維持・運営に必要な範囲で、低廉な参加費が設定されていること。(4)適切な指導の実施体制が確保されていること。(5)適切な安全確保の体制が確保されていること。(6)適切な運営体制が確保されていること。

(7)学校との連携が定期的に行われていることの7項目です。認定の要件(1)の2つ目に、「市の定める対象地区(A～D)内に居住する生徒を主な対象とした活動」とあります。この地区分けについては、現時点では別添1のように考えています。原則、各地区内の生徒を対象にしている認定地域クラブ活動に参加することとなります。これは、なるべく移動の負担を減らすことと、特定のクラブに生徒が偏らないようにするためです。別添2は現時点の地区ごとの地域クラブ設置状況です。ここに記載された地域クラブが、申請により認定される地域クラブ、認定されない地域クラブ、申請しない地域クラブに分かれていくと考えられます。

この後、地域クラブの指導者研修会で周知を図り、来年1月から申請の受付を開始したいと考えています。認定した地域クラブは、4月から「認定地域クラブ」として検証を行い、7月から制度の正式運用を開始、9月からはスポーツ競技の認定地域クラブが市の中体連大会に出場するというスケジュールとなっています。

以上、前橋市教育委員会による地域クラブへの認定制度について報告をさせていただきました。

【教育長】

以上の報告について、質疑等はございますか。

【北爪委員】

2ページの真ん中の辺り、（4）番の認定地域クラブは中体連の市大会から参加できるようになる、これが9年度の新人大会からというふうに書かれているんですけども、先日8月上旬のすぐ一で、関東大会、全国大会に向けた補助金制度の申請の情報が届いているんですけども、もう既に補助金制度というのは始まっているということでしょうか。

【学校教育課長】

認定地域クラブに関しての申請については令和9年度からということで考えておりますが、今年度につきましても、県中体連に登録している前橋市内の地域クラブがございます。また、他市町村の地域クラブに入っておりますも本市に在住する選手、生徒がございます。そういった選手、生徒に、今年度については補助金制度を設けまして、関東大会、全国大会に出場する選手に補助金の交付がなせるように準備をしましたというお知らせをしました。

なお、今のところ5団体から実際に申請が来ておりまして、補助金の対象となっております。

【教育長】

ほかはいかがでしょうか。

なければ、先ほどお話をさせていただきました教育懇話会について、渡辺委員さん、畠山委員さんから感想などをいただければと思います。よろしくお願いします。

【渡辺委員】

私は第4学区の教育懇話会に参加させていただきました。日付は7月21日です。場所は清里公民館の大ホールで行われました。4班に分かれて話し合いが行われたんですけども、私はその中の一班に属して話し合いに参加させていただきました。

先ほど、お題については教育長からあったとおり、「こどもたちが安心して自分らしく生きるために私たちにできること」というお題だったんですけども、もちろん私たちができることの中には、災害からこどもを守るとか交通安全とか、そういったこともあったのですが、多く語られていたのが、こどもたちが安心していられる、特に心の居場所が設けられることが大事だよね、という話になっていました。

その意味で、心の居場所、安心していられる場があれば、こどもたちが自分で考えたり、自分らしく挑戦したり、あるいは失敗しながらも成長したりすることができるよね、ということで、こどもたちにとっての私たちは環境になるということが大事なのではないかと

というような話になっていたと思います。

その中でとても印象的だったのは、安全な環境になるためにということで、私たちが属したグループでは、大人側の感情のコントロールとか、そういったことも大事だよね、ということもありました。別のグループでは、大人がちゃんと言うべきことは言ったりとか、大人もルールを決めたとしてもこどもだけに守らせるのではなくて、大人も守る、そういうことも大事だよね、という話も出ていたと思います。

いずれにしても、大人である私たちが、こどもたちにとっての環境になるということ、大人側が自覚をもっていくことが大切かなというふうに思って会場を去りました。

以上、報告です。

【教育長】

ありがとうございました。

続いて畠山委員さん、いかがでしょうか。

【畠山委員】

私は第3学区ですね、7月27日に総合福祉会館で、テーマとしては「意見を表し社会に参加する権利」ということで、懇話会に参加させていただきました。

渡辺委員と同じく、去年は割と教育長と教育委員はグループに入らずに回るというところが多かったと思いますが、今年度は前と同じように一緒に入って参加させていただきました。いろいろなお話、生の声が聞けて参考になりました。

テーマが「意見を表し社会に参加する権利」ということなので、主にこどもがどんなふうに社会に参加できるだろうか、その場面としては様々あって、学校という社会もあるし、家庭の中で、それから地域の中でというような、だいたい大きく3つのところに、どんなふうにこどもたちが参加していけるだろうか、というようなお話になっていたかと思います。

特に、大人側がいろいろ、ああしなさい、こうしなさいとか筋道を決めていってしまうので、そうではなくて、こどもたち自ら、ああしたいな、こうしたいなと思うようなことをどうやったら促せるだろうかとか、どうやったらそれが出てくるような環境を整えられるだろうかとか、そんなお話が主に出ていたかなと思います。

ただ、そうはいっても、特に学校の先生も家庭も忙しすぎるので、そういうふうにやらせてあげたいんだけど、つつい忙しすぎて、余計なことを言ってしまったりだとか、先回りして何かをしてしまったらだとか、そういうことが多いよね、ということ共有しました。

私は、改めてこのテーマを考えてみたときに、社会に参加する権利というのを、はたして大人が権利だと思っているだろうか、というところを、最近、非常に疑問に思っています。PTAもそうですし、私は心理士の仕事をしているので、心理士の協会というのがあるんですけども、協会の仕事って社会に参加する権利なんだけど、みんな権利だと思っていないですよね。義務だと思っていて、やらされ感がすごくて、また役員が回ってきたとか、役員やりたくないから辞めちゃうとか、そういう社会になっているということ自体が、権利なのに義務感でやっているみたいなの、その辺りから改めて考え直さないといけないのではないかなということを思いました。

【教育長】

ありがとうございました。

今年、こどもの権利条約ということからスタートにして、話し合いをもって、こどものことを考えつつ、結局は私たち自身のことを反省しつつ、考えさせられる、そういった機会になったかなと思います。まだあと2回、今月末にございますので、またよろしくお願いいたします。

それでは、以上で報告は終わりにさせていただきます。

【教育長】

日程第四。教育長提出の議案を上程いたします。

最初に、議事の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長提出の議案第15号及び議案第16号については、市議会提出予定議案に関することが審議内容でありますので、議事を非公開とすることが適当であると思われます。

したがって、議案第15号及び議案第16号については、前橋市教育委員会会議規則第20条第1項の規定に基づき、議事を非公開とすることに、異議等ありませんか。

(異議なし)

【教育長】

異議のないものと認めます。

よって、議案第15号及び議案第16号については、議事を非公開とし、議事日程の最後に議題といたします。

それでは、議案第17号及び議案第18号を議題といたします。説明をお願いします。

議案第17号 前橋市立学校の施設の利用に関する規則の改正について

【学務管理課長】

教育委員会議案第17号「前橋市立学校の施設の利用に関する規則の改正について」ご報告いたします。

議案については、17ページからになりますが、説明については、19ページをご覧ください。

まず、1の改正の理由ですが、学校施設の利用の許可に係る申請期限を延長するため、所要の改正を行うものです。

次に、2の主な内容ですが、学校施設利用申請書の提出期限を現行の利用日の7日前から利用日の3日前に延長し、改めるものです。

3の施行期日につきましては、令和8年9月1日とするものです。

議案第18号 前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の改正について

【学務管理課長】

続きまして、教育委員会議案第18号「前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則の改正について」ご報告いたします。

議案については、21ページからになりますが、説明については、23ページをご覧ください。

まず、1の改正の理由ですが、学校施設の利用の許可に係る申請期限を延長するため、所要の改正を行うものです。

次に、2の主な内容ですが、学校施設利用申請書の提出期限を現行の利用日の7日前から利用日の3日前に延長し、改めるものです。

3の施行期日につきましては、令和8年9月1日とするものです。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【教育長】

ただいま提案説明のありました議案について質疑に入ります。ご意見等ございましたらお願いします。

【畠山委員】

申請期限を変更する理由はどういうものでしょうか。

【学務管理課長】

利用者から、7日前の申請ですと、利用するときに翌週の予定がなかなか立てられず、利用申請ができないという声が多く寄せられたことから、利用申請期限を3日前に変更しようとするものです。

利用者はシステムを通じて利用申請を行い、利用の予約をしてもらっておりまして、支払期限までに支払いがされないと自動で予約が取り消されるという仕様になっております。

7日前ですと、なかなか次の機会の予定が立たないということから、できるだけぎりぎりの3日前というところまで延長して、利用者の利便性を高めるという狙いでございます。

【畠山委員】

直前までに申し込みができた方がよいということでしょうか。分かりました。

【教育長】

ほかには、いかがでしょうか。

【奈良委員】

そうすると、早いもの順で決まってしまうということでしょうか。

【学務管理課長】

利用調整会議というものを年度のはじめに行っておりまして、その会議に参加している団体につきましては曜日と時間が予め決まっていますので、優先して予約ができるということになっています。

それ以外の方は、空いているところで予約をしてもらうことになります。

【教育長】

ほかになれば、以上で質疑を終了します。

それでは、議案第17号及び議案第18号について、可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

【教育長】

異議のないものと認めます。

よって、議案第17号及び議案第18号について可決いたします。

【教育長】

日程第五。その他について報告事項があります。説明をお願いいたします。

その他1 行事について

【総務課長】

資料の1ページをご覧ください。

教育委員会の9月定例会でございますが、9月14日月曜日午後2時30分から、市役所11階北会議室において開催予定です。（ほか、資料の主だった行事を紹介）

その他2 令和8年度第1回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について

【文化財保護課長】

その他2「令和8年度第1回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について」ご報告いたします。

資料の26ページをご覧ください。

会議名、日時、場所、出席者及び議題については、記載のとおりでございます。

次に、結果概要についてですが、令和8年度の文化財保護行政について、基本方針及び全体概要を報告するとともに、文化財調査委員会の調査活動計画等について協議を行いました。また、令和8年度の主な事業及び事業計画について、報告と協議を行いました。

その他事項として、昨年度から策定を進めている「文化財保存活用地域計画」について、説明を行いました。

続いて、委員の皆様からいただいた主なご意見をご紹介します。

市内には博物館や重要文化財の保管施設がなく、重要文化財の保管や活用が課題である。

文化財調査については、より具体的な提案を示した方が良い。

歴史的風致維持向上計画の区域内にある建造物について、重点的に調査を進めるべきである。

ザゼンソウの群生地環境改善のため、周辺の杉の伐採を検討してはどうか。

とのご意見をいただきました。

報告は、以上でございます。

その他3 令和9年度前橋高等学校入学者選抜について

【前橋高等学校事務長】

その他3、令和9年度前橋高等学校入学者選抜について、ご説明を申し上げます。

資料27ページをご覧ください。

この資料は「令和9年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき作成したもので、8月1日から群馬県教育委員会ホームページで公表しています。

本校の段階選抜の方法ですが、学力検査及び調査書を重視する総合型で第一次選抜を行い、まず第一次選抜の合格者を決定いたします。その後、第一次選抜合格者以外を対象に、調査書の特別活動や部活動の記録、面接の結果を重視する特色型の選抜を行って合格者を決定いたします。

合格者の割合は、総合型を70%、特色型を30%の割合としています。

応募資格は、「令和9年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項」の応募資格に該当する者で、出願手続き、志願先の変更、志願の取消しなども同要項に基づく手続きとなります。

本校の募集人員は240名、通学区域は群馬県全域であり、従来と変更はありません。

選抜日程ですが、資料に記載のとおり、学力検査の実施日が令和9年2月16日（火）、面接の実施日が2月17日（水）で、合格者発表が3月3日（水）です。

以上、入学者選抜の概要となります。

その他4 令和8年度第6回前橋市社会教育アドバイザー会議の開催結果について

【生涯学習課長】

その他4「令和8年度第6回前橋市社会教育アドバイザー会議の開催結果について」ご報告いたします。

資料の28ページをご覧ください。

開催日時、場所、出席者及び議題については記載のとおりです。

結果概要ですが、この度の会議では、はじめに報告として、事務局から、中間とりまとめ報告書及び令和8年度第1回社会教育委員会会議の概要について説明を行い、各委員からの意見を聞きました。

次に、協議では、社会教育ビジョンの今後の作成スケジュールや、作成内容について、アドバイザーのそれぞれの立場からご意見をいただきました。なお、ビジョンは、中間とりまとめ報告書をもとにした本編と、普及用としての概要版の2つを作成する予定です。

アドバイザーからの主な意見をご紹介します。

部活動の地域展開やコミュニティ・スクールなど今後のことを踏まえると、ビジョンに学校との関係性や次世代の育成方針を反映させることが望ましい。

子どもの意見聴取や学校でのワークショップなど学校と連携することで、「自分ごと化」が期待できるため、可能な限り検討を進められると良い。

ビジョンの主題は冒頭で「私たち前橋市民は」と記し、以降は「私たちは」で統一する。当事者である私たちが主体となるような表現についても、表現の統一も含めて文章の書きぶりについて検討する必要がある。

概要版は、学校や市民団体等が使いやすいように、1枚リーフレットまたはA4三つ折りくらいのサイズとし、柔らかい印象で教材や素材になりうるものを提供するとよい。

社会のあり方は継続性や価値の豊かさ・多様性へと移行していることを踏まえ、概要版のポンチ絵も多様な人々が相互作用の中で価値を共創・発展させる姿を示す方がよい。

ビジョンをきっかけに、公民館で「私は〇〇に参加したい」等の活動を展開してもらい参加者を増やしていくことで、キャンペーン効果と取組の波及が期待できる。

説明は以上です。

【教育長】

総務課からの行事予定で、次回の定例会についてですが、9月14日月曜日、午後2時30分よろしいでしょうか。

（異議なし）

【教育長】

では、9月定例会については9月14日月曜日、午後2時30分からと決定いたします。
ほかに、ただ今の報告について質疑等ありますか。

(質疑)

【渡辺委員】

その他の2番、主な意見というところですけど、貴重な意見が出されていると思うんですけども、出された意見を具体的に何かしようと思っても難しいこともあると思いますが、ここにあげられた4つの中で既に取り組んでいるとか、今後取り組む方向性だとか、何かございましたら教えていただきたいと思います。

【文化財保護課長】

なかなか一番上の博物館だとかは予算的な問題があるので難しいところではあるんですけども、3番目、歴史的風致維持向上計画、いわゆる歴まち計画と言っているやつなんですけれども、厩橋地区、臨江閣を含めた地区が厩橋地区というところなんですけれども、その中にあるお寺さんだとかを指定できる方向で考えていきたいなとは思っています。

【渡辺委員】

ありがとうございました。

【教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

【畠山委員】

その他4の社会教育アドバイザー会議、28ページの件で、以前もご説明あったかもしれませんが、社会教育アドバイザー会議と社会教育委員会会議の棲み分けや位置付けがはっきり分かっていないので、教えていただきたいです。

【生涯学習課長】

法定会議として社会教育委員会会議がありますが、そちらは地域の関係の社会教育に対する課題とかを協議して、教育委員会から諮問を受けたものに対して答申するもので、社会教育委員会会議の中で答申を得たなかで、社会教育ビジョン的なもの、北極星とか羅針盤となるようなものを作ったほうがよいのではないかという意見を受けて、社会教育ビジョンを作るために昨年度から発足したものが社会教育アドバイザー会議となります。社会教育委員会会議と連携しながらやっていくという形になります。

【畠山委員】

昨年度お見せいただいた社会教育ビジョンというものは、まだ完成形ではなくて、これからどんどんブラッシュアップしていったり更によいものにしていったり、それを実際、前橋の中でどう展開していくのかっていうところに社会教育会議の位置付けがあるというような理解でよいでしょうか。

【生涯学習課長】

本来であれば、昨年度中にビジョンを作ればよかったのですが、社会教育アドバイザーの委員さんから、そもそも社会教育とは何かという根本的なところを議論していないので、大元から議論しましょうという話がでたので、議論したことを社会教育アドバイザー会議の中間報告で出していただいて、それを今度、社会教育委員会会議で出すという形になります。

【畠山委員】

見通しがよく分かりました。ありがとうございました。

【教育長】

ほかになれば、以上で質疑を終わります。

次に、先ほど非公開と決定されました議案について、議事を行います。

傍聴人の方をお願いいたします。ここからの議事は非公開といたしますので、退場されますようお願いいたします。

(傍聴人退場)

【非公開議案】

議案第15号 令和8年第3回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について

【総務課長】

議案第16号 令和8年第3回定例市議会提出予定議案（事件）の作成に対する意見について

【総務課長】

【図書館長】

【教育長】

以上をもちまして教育委員会8月定例会を閉会いたします。

(午後3時25分)